



2025年 6 月20日

各 位

会 社 名 綜 合 警 備 保 障 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 グ ル ー プ C O O 栢 木 伊 久 二
(コード番号 2 3 3 1 東証プライム)
問 合 せ 先 経 営 企 画 部 I R 室 長 古 賀 基 継
(TEL. 0 3 - 3 4 2 3 - 2 3 3 1)

財務報告に係る開示すべき重要な不備に関するお知らせ

当社は、本日、金融商品取引法第24条の4の4第1項に基づき、「内部統制報告書」を関東財務局に提出いたしました。この「内部統制報告書」において、開示すべき重要な不備があり、財務報告に係る内部統制は有効でない旨を記載いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1 開示すべき重要な不備の内容

当社は、2025年 5 月13日付「過年度の有価証券報告書等の訂正報告書の提出及び過年度の決算短信等の訂正に関するお知らせ」に記載のとおり、過去の退職給付の会計処理に誤謬があることが判明したため、過年度の決算を修正するとともに、2020年 3 月期から 2024年 3 月期までの有価証券報告書、2023年 3 月期第 1 四半期から2024年 3 月期第 3 四半期までの四半期報告書、及び2025年 3 月期の半期報告書について、訂正報告書を2025年 5 月13日付で提出いたしました。

上記の誤謬は、当社グループにおける退職給付制度のうち、当社及び連結子会社 4 社の退職一時金制度に係る退職給付債務について、金額については適切に見積もっていたにも関わらず、その計算結果を誤ってデータ入力したことによるものです。これは退職給付会計に関する決算・財務報告プロセスの内部統制の不備に起因するものであると考えており、開示すべき重要な不備に該当すると判断しております。

当社は本件誤謬を2025年 4 月に覚知したため、本日提出した2025年 3 月期の有価証券報告書及び内部統制報告書においても、当該開示すべき重要な不備が是正されていないものとして開示しております。

2 連結会計年度末日までに是正できなかった理由

上記の開示すべき重要な不備が訂正対象となった連結会計年度及び2025年3月期の末日までに是正されなかった理由は、これらの事実が2025年4月に判明したためです。

3 開示すべき重要な不備の是正方針

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、経理部門の専門知識の更なる強化、重要な勘定科目に係る計上額チェック体制の再整備を通じて決算・財務報告プロセスに係る内部統制を強化し、財務報告の信頼性を確保していく方針です。

4 連結財務諸表及び財務諸表に与える影響

上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正は、全て訂正対象の連結会計年度及び事業年度における連結財務諸表及び財務諸表並びに2025年3月期の連結財務諸表及び財務諸表に反映しております。

5 連結財務諸表及び財務諸表の監査報告における監査意見

訂正対象の連結会計年度及び事業年度並びに2025年3月期における連結財務諸表及び財務諸表の監査報告における監査意見は、無限定適正意見であります。

以 上